

## V 事業所運営に係る留意事項

### 7 給付費の請求について

給付費の請求は、市町から審査・支払事務の委託を受けた栃木県国民健康保険団体連合会に対し行います。

請求は、サービスを提供した月の翌月の10日までに、インターネットにより行ってください。

給付費の支払いは、原則としてサービスを提供した月の翌々月の15日となります。

※15日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、その後日において休日でない日

請求の手續等に関することは、栃木県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）にお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護相談・障害福祉担当

TEL：028-643-5406 FAX：028-643-5411

※各種照会につきましては、事業所番号が必要となります。お手元に事業所番号が分かる書類等を御用意のうえ、お問い合わせください。

#### 《インターネット請求の審査等について》

栃木県は事前に事業者から受付けた届出の内容（報酬区分や加算内容等）を国保連に提供します。

国保連の審査支払等システム内で、事業所が送信した請求データと、栃木県が提供した事業所情報の内容の整合性の点検が行われ、相違があると、エラーと判定され、支払いができません。（返戻となります。）

届出を行う際は、報酬区分や各種加算等の算定要件をよく御確認いただき、請求の際は必ず届出の内容に沿って行ってください。

また、サービスを利用した障害者や障害児の支給決定に関する事項（支給量等）については、各支給決定市区町村から国保連に提供される情報を基に審査支払等システム内で、整合性の点検が行われます。

#### 指定基準等一覧

基準条例や報酬告示等は栃木県ホームページや厚生労働省ホームページ等でご覧いただけます。

#### 【基準条例の閲覧方法】

栃木県トップページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

→画面上部 テーマから探す→「県政情報」→「公報・例規・統計」→「例規集」→「栃木県例規集」 閲覧したい条例を検索

#### 【報酬告示・解釈通知・留意事項通知等の閲覧方法】

厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

→閲覧したい告示・通知等を検索

※報酬関係の告示・通知等は電子請求受付システムでもご覧いただけます。

電子請求受付システム <http://www.e-seikyuu.jp/>

→障害者総合支援の請求はこちら →画面上部「請求関係資料」